

寄附金取扱規程

（目的）

第1条 この規程は、公益財団法人 NEW TERA KOYA（以下「この法人」という。）が受領する寄附金に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（寄附金の種類）

第2条 この法人が受領する寄附金の種類は、次のとおりとする。

- （1）一般寄附金 寄附者が使途を特定せず寄附した寄附金
- （2）特定寄附金 寄附者が使途を特定して寄附した寄附金

2 この規程における寄附金には、金銭のほか金銭以外の財産を含むものとする。

3 前各項の寄附金には、一定期間継続して行われる寄附（以下「継続寄附」という。）を含むものとする。

（寄附金の募集）

第3条 この法人は、常時、一般寄附金又は特定寄附金を募ることができる。

2 寄附の募集に際しては、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「認定法」という。）第17条に規定する禁止行為を行ってはならない。

（寄附金の使途）

第4条 特定寄附金は、寄附者が特定した使途のために使用する。

2 寄附者が使途を特定しない一般寄附金については、定款第4条に規定する公益目的事業に使用するが、寄附金総額の50%以下であればこの法人の管理運用の費用に使用することができる。

（寄附申込及び受領）

第5条 寄附の申込は、所定の申込書に必要事項を記載する方法のほか、電磁的方法（ウェブサイトその他の電子的手段を含む。）により行うことができる。

2 前項の方法により寄附の申込がなされ、その内容が適当であると認められたときは、これを受領する。

（継続寄附の変更及び中止）

第6条 継続寄附については、寄附者は、この法人が別に定める方法により、寄附金額の変更又は寄附の中止を申し出ることができる。

(受領書の発行)

第7条 一般寄附金又は特定寄附金を受領したときは、遅滞なく受領書を寄附者に発行するものとする。

2 前項の受領書には、この法人の公益目的事業に関連する寄附金である旨、寄附金額及びその受領年月日を記載するものとする。

(寄附金の受領辞退)

第8条 寄附金が下記各号に該当する場合又はそのおそれがある場合には、当該寄附金の受領を辞退しなければならない。

- (1) 国、地方公共団体、公益法人及び公益認定法第5条第20号に規定する者以外の個人又は団体がその寄附により、特別の利益を受ける場合
- (2) 寄附者がその寄附をしたことにより、税の不当な軽減をきたす結果となる場合
- (3) 当該寄附金の受領に起因して、この法人が著しく資金負担を生ずる場合
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、この法人の業務の遂行上支障があると認められるもの及びこの法人が受領するには社会通念上不相当と認められる場合

(情報公開)

第9条 この法人が受領する寄附金については、認定法施行規則第36条第5項各号に定める事項について、事務所への備置き及び閲覧等の措置を講じるものとする。

(個人情報保護)

第10条 寄附者に関する個人情報については、細心の注意を払って取り扱うものとする。

(補則)

第11条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項があるときは、理事会の承認を経て理事長が別に定めるものとする。

(改廃)

第12条 この規程の改廃は、理事会の承認を経て行う。

附則

この規程は、令和7年10月24日より施行する。